

# よ お読みになるまえ

- 制度によっては、細かい制限、助成枠等がある場合もありますので、制度の利用に当っては、最寄りの相談窓口にご相談ください。
- 本書の内容は、特段の記載がない場合、令和5年7月現在でまとめてあります。お読みになられた時点では、変更されている事柄がある場合がありますのでご承知ください。
- 212 ページからの「資料編」については要約した内容のため十分なものではないと思われます。詳細につきましては、県や市町村等の相談窓口へお問合せください。
- 7 ページからの「相談に関すること」を一番始めに掲載しました。連絡先等につきましては 161 ページからの相談機関等名簿をご覧ください。
- 「障がい」の表記について  
鳥取県では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしました。「よりよい暮らしのために」においても鳥取県に準じ、「障がい」と表記します。ただし、法令等の名称を用いる場合や、他の機関、大会等の名称等の固有名詞については、「障害」と表記しています。

# はじめに

本書は、障がいのある方をはじめ、障がいに関するさまざまなことを知りたい方が使いやすいように、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設のリストなどをわかりやすく1冊にまとめたものです。皆がともに生きていく共生社会の実現を目指し、障がいのない方にとっては障がいを正しく理解するための一助として、また障がいのある方や関係者様には地域で安心して生活を送るための手引きとして、本書をご活用いただければ幸いです。

さて本年は、手話言語条例の制定10周年と全国高校生手話パフォーマンス甲子園第10回大会の開催という記念の年となりました。手話言語条例を全国で初めて制定した「手話の聖地」とっとりから、全国に向けて手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現を図るため、「とっとり手話フェス」を開催し、関係者の皆様のおかげをもちまして、これまで手話言語に触れる機会のなかった方も含め、より多くの人に手話を身近に感じてもらうとともに、その魅力や奥深さ、必要性を発信することができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、在宅で生活する強度行動障がい児者とその御家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター『エール』、市町村、支援事業者、指導者等がチームとなって課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」、看護職員等が医療的ケアやバイタルチェックを行いながらサービスを提供するグループホームの運営に必要な経費の一部を支援すること、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する「医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業」等を創設しました。これらの施策により、市町村と協調して、重度障がい児者の地域生活を支えるための体制を整えてまいります。

来年には、本県発祥の『障がいを知り、共に生きる』をスローガンとする「あいサポート運動」は15周年を迎えるとともに、「障害者差別解消法」の改正法が施行されます。県では、障がいのある方が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい共生社会の実現に向けてこれまで取り組んできた「あいサポート運動」や「手話の普及」、「福祉サービスの充実」等の取組をさらに発展させてまいります。

新型コロナウイルスの分類が感染症法上の5類となり、少しずつですが、以前の生活が戻ってまいりました。皆様が楽しみに待っておられたであろう各種イベントの開催等を復活させるとともに、コロナ禍で培ってきたIT技術等を駆使した行政運営など、本県の障がい福祉を益々発展させるべく尽力していきたいと思っておりますので、関係各位におかれまして、現場での実践等を通じ、ご指導ご鞭撻賜りますよう引き続き宜しくお願いいたします。

令和5年12月

とっとりけんふくしほけんぶ ふくしきょくよう ふくし かつちや なかの じゆんたろう  
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課長 中野 淳太郎